

海外療養費の請求手続きについて

海外の医療機関で受診した場合には、マイナ保険証または資格確認書は使用できません。医療費の全額を負担していただいた後、自己負担分を差し引いた額を「療養費・家族療養費」(以下「療養費」という。)として請求することができます。時効は2年となり、海外の医療機関に費用を支払った日の翌日から起算しますので御注意ください。

請求することができるのは、日本国内で健康保険が適用される医療費(保険診療)に限ります。

また、療養費として給付する額は、海外で療養を受けた医療内容を日本国内の医療機関等で同じ傷病を治療した場合に置き換えて算定した額と、海外で実際に支払った医療費(実費)を比較し、少ない方の額の7割(義務教育就学前の児童や70歳以上75歳未満の方は8割。ただし、現役並所得者(標準報酬月額280,000円以上)は7割)となります。

なお、日本と海外では医療体制や治療方法が異なるため、実際に支払った総額から自己負担相当額を差し引いた額よりも、療養費の給付額が大幅に少なくなることがありますので御承知おきください。

1 提出書類

請求単位ごとに各書類1部を御提出ください。

- ① 療養費・家族療養費(同附加金)
一部負担金払戻金・高額療養費 請求書(短期給付関係様式第2号)
- ② 診療内容明細書 様式A(歯科の場合は「歯科診療内容明細書 様式C」)
- ③ 領収明細書 様式B
- ④ 領収書
- ⑤ 調査に関わる同意書(表面)署名・押印欄(裏面)(自署であれば押印省略可)
- ⑥ パスポート等の写し

(家族療養費の場合は組合員のパスポートの写しに加え、療養者のパスポートの写し及び渡航履歴がわかる箇所の写しを添付)

②から⑤の書類については、所属所長の原本証明があれば、写しでも可。(任意継続組合員の方は、所属所長の原本証明が取れないため原本を提出)

2 請求単位

請求は「療養者ごと」「月ごと」「医療機関ごと」「入院外来ごと」「医科歯科ごと」に御提出ください。

【例】〈組合員〉4月3日、8日に〇〇病院医科外来受診、4月9日～15日に入院、5月8日に再度外来受診、4月20日、26日に□□病院医科外来受診、△△薬局にて調剤を受けた
〈被扶養者〉4月23日に□□病院医科外来受診
4月30日に××歯科外来受診

- ① 〇〇病院4月分医科外来(組合員分) … 4月3日、8日分
 - ② 〇〇病院4月分医科入院(組合員分) … 4月9日～15日分
 - ③ 〇〇病院5月分医科外来(組合員分) … 5月8日分
 - ④ □□病院4月分医科外来(組合員分) … 4月20日、26日分
 - ⑤ △△薬局4月分調剤(組合員分) … 4月20日、26日分
 - ⑥ □□病院4月分医科外来(被扶養者分) … 4月23日分
 - ⑦ ××歯科4月分歯科外来(被扶養者分) … 4月30日分
- それぞれ請求書類一式を作成する

3 注意事項

(1) 提出書類について

提出書類	注意事項
療養費・家族療養費（同附加金） 一部負担金払戻金・高額療養費 請求書 （短期給付関係様式第2号）	<ul style="list-style-type: none"> ・「療養に要した費用」欄は領収明細書（様式 B）記載の合計額を現地通貨単位で記載 ・「請求金額」欄は空欄でよい ・「マイナ保険証または資格確認書を使用しなかった理由」欄は、「海外の医療機関を受診したため」と記載
診療内容明細書 様式 A 領収明細書 様式 B 歯科診療内容明細書 様式 C	<ul style="list-style-type: none"> ・表面は現地医師が記入し証明、裏面には邦訳を記載（本人による翻訳も可） ・1 請求につき 1 枚でよい ・診療内容明細書 様式 A の「4 診療日数」と「5 治療の分類 入院 入院外」の日付（日数）は必ず一致する ・所属所長の原本証明があれば写し可
領収書	<ul style="list-style-type: none"> ・領収明細書 様式 B の金額と一致する ・所属所長の原本証明があれば写し可
調査に関わる同意書（表面） 署名・押印欄（裏面）	<ul style="list-style-type: none"> ・自署であれば押印省略可 ・所属所長の原本証明があれば写し可

(2) 請求について

ア 各書類に訂正箇所がある場合は記入者にて訂正又は再作成をお願いします。修正液、修正テープの使用は受け付けできません。

イ 海外保険を請求する際に領収書の原本を求められる場合がありますが、任意継続組合員の方は写しで対応していただくよう、保険会社に御連絡願います。

ウ 海外で組合員又は被扶養者の方が出産される場合は担当宛て御連絡ください。

エ 以下については支給対象外となります。

- ・業務上、通勤途上の災害による病気やケガ
- ・治療を目的として海外へ渡航し、治療を受けた場合
- ・日本国内で保険診療とならない医療費、差額ベッド代、食事代等
- ・妊婦健診、美容整形
- ・交通事故など第三者行為による病気やケガ

※詳細は静岡支部ホームページの、以下のページを参照してください。

手続きナビ — 治療を受ける際の手続き — 組合員及び被扶養者が病気等になったとき — マイナ保険証または資格確認書が使用できなかったとき — 療養費・家族療養費（現金給付）様式は、[こなときガイド]様式ダウンロード — 短期給付関係 より取得できます。事前に御準備しておくことをお勧めいたします。

御不明な点につきましては担当宛て御連絡ください。

担 当 公立学校共済組合静岡支部
共 済 業 務 班 給 付 担 当
電 話 番 号 0 5 4 - 2 2 1 - 3 1 3 6